

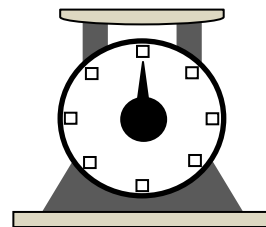
はかりの定期検査を実施しました

はかりは、経年により誤差が生じることがあるため、計量法では、取引や証明に使われているものについては、2年に1回検査を受けることを義務づけています。

今年度は、施設に設置されているトラックスケール（トラックの荷物の重さをはかるもの）など、大型はかりの定期検査を実施しましたので、その結果（暫定値）を報告します。

実施期間：平成30年4月2日から4月25日まで

検査器種	検査器物数	不合格器物数	不合格率(%)
電気式はかり	24	0	0.0
機械式はかり	3	0	0.0
分銅・おもり	12	0	0.0
合計	39	0	0.0



はかりの検査 Q&A

Q:どのようなはかりが検査の対象ですか？

A:取引(〇〇g〇〇円のような量り売りなど)や証明(健康診断での体重測定など)に使用しているはかり[※]が対象です。

※検定証印又は基準適合証印(図1参照)が付いている、計量法で規制されたはかりが対象となります。

Q:家庭用(家庭用計量器マーク図2参照)のキッチンスケールや体重計も検査対象ですか？

A:対象外です。家庭用のキッチンスケールや体重計は、計量法で取引や証明に使用してはいけないうことになっています。

Q:検査済のはかりに目印は付きますか？

A:定期検査済証印というシール(図3参照)が貼られます。

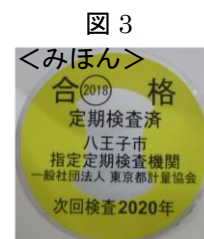
Q:検査を受けたことがないが受けるにはどうしたらいいですか？

A:まず消費生活センターにご連絡ください。内容をお聞きした上でご説明いたします。

Q:検査費用はかかりますか？

A:検査をした場合は、合格でも不合格でも検査費用がかかります。

(はかりの検査の詳細については、消費生活センター(電話 631-5456)までお問い合わせください。)



◇特別相談「多重債務 110 番」無料弁護士相談を実施します◇

～債務問題は必ず解決できます。一人で悩まず、早めに相談を～

消費生活センターでは、東京都と連携して「多重債務 110 番」として、弁護士による無料特別相談を実施します。クレジットやローンなどの返済が重なってお悩みの方もご相談ください。

日時・会場：9月3日（月）消費生活センター 午後2時～午後4時
：9月4日（火）八王子駅南口総合事務所 午後2時～午後4時

対象：市内在住・在勤・在学の方

定員：各回4名（先着順）おひとり30分以内

費用：無料

申込：8月15日（水）から電話で消費生活センター（☎631-5455）へ。

「多重債務」のご相談は消費生活相談でもお受けしています。

まずは消費生活センターへ電話でご相談ください。

昨年好評だった消費生活講座「生命保険の基礎知識」「失敗しないリフォームのために」を今年も実施します！ 詳しくは広報8月15日号をご覧ください。

◇聴覚障害者のための消費生活相談◇

東京都消費生活総合センターが7月2日より「聴覚障害者向けメール相談」を開始しました。都内在住・在勤・在学の方が対象で、回答は1回のみで1週間程度かかる場合があります。手続き等の詳細は「東京暮らし WEB」（ホームページ）をご覧ください。お急ぎの場合や詳しく相談されたい場合は、来所相談をご利用ください。来所相談は、ご家族や福祉関係者等の補助者が同席できます。

また、八王子市消費生活センターで来所相談をご希望の方は、受付方法などをお問い合わせください。

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。

- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAX ではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせは FAX でもお受けしています。



まずは
ご相談
を